参考資料 1

関係 法令

| 1 | 食料・農業・農村政策審議会農業共済部会関連 | | | | | |
|---|-----------------------------|---|--|--|---|-----|
| | ・食料・農業・農村基本法(抄) | | | | | 1 |
| | ・食料・農業・農村政策審議会令 | • | | | • | 3 |
| | ・食料・農業・農村政策審議会議事規則 | - | | | | 7 |
| | ・食料・農業・農村政策審議会における部会の設置について | - | | | | 9 |
| 2 | 農作物共済、園芸施設共済関連 | | | | | |
| | · 農業災害補償法(抄) | | | | | 1 1 |

〇食料·農業·農村基本法(平成十一年法律第百六号)(抄)

最終改正:平成二十九年六月十六日

第一条~第三十条 (略)

(農業災害による損失の補てん)

第三十一条 災害による損失の合理的な補てんその他必要な施策を講ずるものとする。 国は、 災害によって農業の再生産が阻害されることを防止するとともに、 農業経営の安定を図るため、

第三十二条~第三十八条 (略)

(設置)

第三十九条 農林水産省に、 食料 農業 農村政策審議会(以下 「審議会」という。)を置く。

(権限)

第四十条 大臣の諮問 審議会は、 に応じ、 この法律 この法 律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほ の施行に関する重要事項を調 査審議する。 か、 農林 水 産 大臣 又は 関係各

2 審議会は、 前項に規定する事項に関し農林水産大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

3

七 和二十五年法律第二百九号)、家畜伝染病予防法 審議 興特別措置法 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律 会は、 |律第三百五十六号)、酪農及び肉用牛生産 前二項に規定するもの (昭和三十六年法律第十五号)、 のほ か、 土地改良法 (昭和四十年法律第百九号)、 の振興に関する法律 (昭和二十六年法律第百六十六号)、飼料需給安定法 畜産物の価格安定に関する法律(昭和三十六年法律第百 (昭和二十四年法律第百九十五号)、家畜改良增 (昭和二十九年法律第百八十二号)、 加工原料乳生産者補給金等暫定措置 (昭和二十 殖 果樹農 八十三 法 (昭

法 三十八号)、 営安定のための交付金の交付に関する法律 三号)、 構造改善促進法 法 八年法律第百十二号)、 (平成二十七年法律第十四号) (昭 昭 和四十六年法律第三十五号)、肉用子牛生産安定等特別措置法 和 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 四十年法律第百十二号)、農業振 米穀の新用途への利用の促進に関する法律 (平成三年法律第五十九号)、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律 の規定によりその権限に属させられた事 **城興地域** (平成十八年法律第八十八号)、 の整備 (平成二十一年法律第二十五号) に (平成十二年法律第百十六号)、農業の担い手に対する経 関する法 律 (昭和六十三年法律第九十八号)、 昭 項を処理する。 和四十四 有機農業の推進に関する法 年法律第 及び都市農業振 (平成六年法 五十八号)、 (平成二十 律 年法 食品 卸 興基本法 律 (平成十 第 売 律第 流 百 市 + 場 通

(組織)

第四十一条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

- 2 委員 は、 前条第一 項に規定する事項に関し 学識経験のある者のうち から、 農林 水産 大臣 が 任命 でする。
- 3 委員は、非常勤とする。
- 4 第二項に定めるものの ほ か、 審議会 の職員で政令で定めるも のは、 農林水産大臣 が任命する。

(資料の提出等の要求)

第四十二条 意見の 審議会は、 開 陳 説明 その そ 所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、 \mathcal{O} 他 必要な協 力を求めることができる。 関係 行 政機関の長に対 資料の

(委任規定)

第四十三条 この 法律に定め るも 0 \mathcal{O} ほ か、 審 議 会 \mathcal{O} 組 織 所掌事務及び 運営に関 L 必要な事 項 は、 政令で定める。

〇食料 農業・ 農村政策審議会令(平成十二年六月七日政令第二百八十九号) (沙)

最終改正:平成二十九年七月七日

(所掌事務)

第一条 及び な利 限に属させられた事項を処理する。 規定するも 条第五項)再商 用 0 食料 品 促進に関する法律 (同法第十九条の二第一項にお O化 農業 0) \mathcal{O} 促 ほ 進 か、 等に関う 農村政策審 エ ネ ルギ する法律 (平成三年 議会 ーの使用 (以 下 (平成七年法律第百十二号) 第七条の七第三項の規定に基づきその権 法律第四十八号)第二十五条第三項並びに容器 いて準用する場合を含む。)及び第六十四条第三項、 の合理化等に関する法律 「審議会」という。) は、 (昭和五十四年法律第四十 食料 農業 農村基本法第四 包装に係る分別 -九号) 資源 第十六 + \mathcal{O} 条に 収 有 集 効

(組織)

2 第二条 審 議会に、 審議会に、 専門 特別の \mathcal{O} 事 項を調査させるため必要があるときは、 事項を調査審議させるため必要があるときは、 専門委員を置くことができる。 臨時委員を置くことができる。

(臨時委員及び専門委員の任命)

第三条 臨時 委員 は、 学識 経 験 \mathcal{O} ある者のうちから、 農林水産大臣が任 命する。

2 専門委員 らは、 当該 専門の事 項に関し学識経験 \mathcal{O} ある者のうちから、 農林水産大臣が任命する。

(委員の任期等)

第四 条 委員の任期は、 二年とする。ただし、 補欠の委員の任期は、 前任者 の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨 時委員は、 その者の任命に係る当該特別の事 項に関する調査審議が終了したときは、 解任されるも

とする。

4 専門委員は、 その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、 解任されるものとす

る。

5 臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第五条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、 あらかじめその指名する委員が、 その職務を代理する。

(部会)

第六条 審議会は、 その定めるところにより、 部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、 臨時委員及び専門委員は、 会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、 当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故が あるときは、 当該部会に属する委員及び臨時委員 のうちから部会長があら か ľ 8) 治指名す

る者が、その職務を代理する。

6 審議会は その定めるところにより 部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(幹事)

第七条 審議会に、幹事を置く。

2 幹事 は、 関係行 政機関 の職員 のうちから、 農林水産大臣が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

(議事)

第八条 審 議 会は、 委員及び 議事 に関係 \mathcal{O} ある臨時 委員 の三分の 以上 が出席し なけ れ ば 会議を開 き 議

決することができない。

2 審議会 \mathcal{O} 議事 は、 委員及び議事に関係 \mathcal{O} ある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、 可否同数

のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会の議事に準用する。

(庶務)

第九条 審 議会の 庶務は、 農林 水産省大臣官房政策課に お ١ ر て厚生労働省医薬 生活衛生局生活衛生 • 食品

安全企画課及び国土交通省国土政策局地方振興課の協力を得て処理する。

(雑則)

第十条 この政令に定めるもののほか、 議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、 会長が審議会

に諮って定める。

附 則 (略)

食料・農業・農村政策審議会議事規則

平成19年7月12日食料・農業・農村政策審議会決定

(総則)

第1条 食料・農業・農村政策審議会(以下「審議会」という。)の運営については、食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)及び食料・農業・農村政策審議会令(平成12年政令第289号)に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 会議は、会長が招集する。

(議事)

- 第3条 会長は、審議会の会議の議長となり、議事を運営する。
- 2 会議は公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に 著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の個人若しくは団体に不当な利 益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、会長は、会議を非公開と することができる。
- 3 会長は、議事の円滑な運営を確保するため、傍聴人の退場を命ずる等必要な措置をとることができる。

(議事録)

第4条 <u>議事録は、一般の閲覧に供するものとする。ただし、会議の運営に著しい支障があると認められる場合には、会長は、議事録に代えて議事要旨を一</u>般の閲覧に供するものとすることができる。

(臨時委員)

第5条 臨時委員は、会長の求めに応じて審議会に出席し、特別の事項について報告を行い、又は意見を述べるものとする。

(専門委員)

第6条 専門委員は、会長の求めに応じて審議会に出席し、専門の事項について報告を行い、又は意見を述べるものとする。

(意見の陳述)

第7条 会長は、適当と認められる者に対して、会議への出席を求め、その説明又は意見の陳述を求めることができる。

(部会)

第8条 <u>第2条から前条までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会</u>」と読み替えるものとする。

(小委員会)

第9条 <u>部会長は、必要あると認めるときは、特定の事項を部会長の指名する</u> <u>委員、臨時委員又は専門委員によって構成する小委員会に付託し、調査審議さ</u> せることができる。

(委任規定)

第10条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会 長が定める。

附則

(施行期日)

第1条 この議事規則は、平成19年7月12日から施行する。

(食料・農業・農村政策審議会議事規則の廃止)

第2条 食料・農業・農村政策審議会議事規則(平成13年3月21日食料・農業・農村政策審議会決定)は廃止する。

食料・農業・農村政策審議会における部会の設置について

平成19年7月12日 食料·農業·農村政策審議会決正 平成20年3月7日改改正 平成20年5月15日改改正 平成20年7月25日改改工 平成21年1月27日改改改工 平成21年7月23日改改工 平成23年9月1日改改工 平成26年3月28日改改工 平成27年10月22日改工 平成29年7月26日改

第1条 食料・農業・農村政策審議会(以下「審議会」という。)に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 名 称 | 所 掌 事 務 |
|--------|------------------------------------|
| 企画部会 | 食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)の規定により審議会 |
| | の権限に属させられた事項を処理すること。 |
| 家畜衛生部会 | 1 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)の規定により審議会の |
| | 権限に属させられた事項を処理すること。 |
| | 2 食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項であって、家畜衛生 |
| | に係るリスク評価に関する事項を調査審議すること。 |
| 食料産業部会 | 卸売市場法(昭和46年法律第35号)、エネルギーの使用の合理化等に |
| | 関する法律(昭和54年法律第49号)、資源の有効な利用の促進に関す |
| | る法律(平成3年法律第48号)、食品流通構造改善促進法(平成3年法 |
| | 律第59号)、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法 |
| | 律(平成7年法律第112号)、食品循環資源の再生利用等の促進に関す |
| | る法律(平成12年法律第116号)及び中小企業者と農林漁業者との連携 |
| | による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号)の規定によ |
| | り審議会の権限に属させられた事項を処理すること。 |
| 食糧部会 | 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号 |
| |)、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律 |
| | (平成18年法律第88号)及び米穀の新用途への利用の促進に関する法律 |
| | (平成21年法律第25号)の規定により審議会の権限に属させられた事項 |
| | を処理すること。 |
| 果樹・有機部 | |
| 会 | に関する法律(平成18年法律第112号)の規定により審議会の権限に属 |
| | させられた事項を処理すること。 |
| 甘味資源部会 | 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年法律第109号)の |
| | 規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。 |

| 畜産部会 | 家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)、飼料需給安定法(昭和27 | | | | | | |
|--------|--------------------------------------|--|--|--|--|--|--|
| | 年法律第356号)、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年 | | | | | | |
| | 法律第182号)、畜産物の価格安定に関する法律(昭和36年法律第183号 | | | | | | |
| |)、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和40年法律第112号)及 | | | | | | |
| | び肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)の規定により | | | | | | |
| | 審議会の権限に属させられた事項を処理すること。 | | | | | | |
| 農業共済部会 | 農業災害補償法(昭和22年法律第185号)の施行に関する重要事項で | | | | | | |
| | あって、次に掲げるもの。 | | | | | | |
| | 1 農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の | | | | | | |
| | 共済掛金標準率等の算定方式に関する事項を調査審議すること。 | | | | | | |
| | 2 家畜共済に係る診療点数及び薬価基準に関する事項を調査審議する | | | | | | |
| | こと。_ | | | | | | |
| 農業農村振興 | 1 土地改良法(昭和24年法律第195号)、農業振興地域の整備に関す | | | | | | |
| 整備部会 | る法律(昭和44年法律第58号)及び都市農業振興基本法(平成27年法 | | | | | | |
| | 律第14号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理する | | | | | | |
| | こと。 | | | | | | |
| | 2 食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項であって、次に掲げ | | | | | | |
| | るもの。 | | | | | | |
| | ア 国際かんがい排水委員会に関する事項を調査審議すること。 | | | | | | |
| | イがい排水の改良発達に関する重要事項を調査審議すること。 | | | | | | |

- 第2条 <u>部会の議決は、審議会の議決とみなす。ただし、部会の議決に関し他の部会との</u> <u>調整を要するとき又は部会の議決が食料、農業及び農村に関する総合的かつ基本的な政</u> 策に係る重要なもので審議会において審議すべきものであるときは、この限りではない。
- 2 会長は、部会の議決が前項ただし書の場合に該当すると認めるときは、その旨を当該 部会長に通知するものとする。
- 3 会長は、前項の通知をしようとするときは、関係する部会長の意見を聴かなければならない。

第3条 部会の庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる課において処理する。

| 部 会 | 課 |
|------------|------------------|
| 企画部会 | 大臣官房政策課 |
| 家畜衛生部会 | 消費・安全局動物衛生課 |
| 食料産業部会 | 食料産業局企画課 |
| 食糧部会 | 政策統括官付農産企画課 |
| 果樹・有機部会 | 生産局園芸作物課、農業環境対策課 |
| 甘味資源部会 | 政策統括官付地域作物課 |
| 畜産部会 | 生產局畜産部畜産企画課 |
| 農業共済部会 | 経営局保険課 |
| 農業農村振興整備部会 | 農村振興局整備部設計課 |

〇農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)(抄)

(農作物共済の共済掛金率)

に第五項の規定により農作物通常共済掛金標準率及び農作物異常共済掛金標準率が一般に改定されるまでの間は、当該農業共済組合の合併等の前の組合 行う二以上の市町村に係る廃置分合(以下「農業共済組合の合併等」という。)があつた場合については、当該農業共済組合の合併等が行われた後最初 事業を行う市町村が、従前の実施区域のほか、農業共済組合からの申出により新たな実施区域につき共済事業を開始する場合に限る。)又は共済事業を 済組合の合併、農業共済組合からの第八十五条の二第一項の申出に係る市町村の共済事業の開始(二以上の農業共済組合からの申出による場合又は共済 にあつてはその共済事業の実施区域をいう。以下同じ。)ごとに農作物基準共済掛金率を下らない範囲内において共済規程等で定める。 要因となる事項により農林水産大臣が定める別をいう。以下同じ。)ごと及び組合等の区域(農業共済組合にあつてはその区域、共済事業を行う市 おいて準用する場合を含む。)の規定により水稲につき病虫害を共済事故としない農作物共済とその他の農作物共済との別その他危険の程度を区分する の区域ごとに、それぞれ当該組合等が共済規程等で定めていた共済掛金率とすることができる。 農作物共済の共済掛金率は、 農作物共済の共済目的の種類等ごと、農作物共済の共済事故等による種別(第八十五条第四項(第八十五

- が当該組合等の農作物共済掛金標準率に一致するように、農林水産大臣が農作物共済の共済目的の種類等ごと、 及び組合等の区域ごとに定める。 前項の農作物基準共済掛金率は、組合等の区域内における農作物共済の共済目的の種類等ごとの共済金額の合計額の見込額を重みとするその算術平均 農作物共済の共済事故等による種別ごと
- 3 前項の農作物共済掛金標準率は、 共済目的 の種類ごと、 農作物共済の共済事故等による種別ごと及び組合等の区域ごとに、 次の率を合計したものとす
- 礎として農林水産大臣が定める率(以下農作物通常共済掛金標準率という。 農作物通常標準被害率という。)を超えないものにあつてはその被害率を、 農林水産省令で定める一定年間における各年の被害率(以下本条において単に被害率という。 農作物通常標準被害率を超えるものにあつては農作物通常標準被害率を基) のうち、 農林水産大臣が定める通常標準被害率(以下
- 組合等ごとの共済金額の合計額の見込額を重みとするその算術平均が農作物異常共済掛金標準率の算定基礎率(共済目 示する指数の比に (以下異常部分被害率という。 一致するように農林水産大臣が定める率(以下農作物異常共済掛金標準率という。 通常標準被害率を超えるもののその超える部分の率を当該組合等の区域ごとの共済金額の合計額の見込額を重みとして算術平均 こと及び都道府県の区域ごとに)を基礎として農林水産大臣が定める率をいう。 農林水産省令で定める 定年間における当該都道府県の に 一致し、 かつ、 その相互の比が各組合等の危険の程度を 区域内にある組 的 種 「類ごと、 :物共済
- 険段階基準共済掛金率は、 その危険段階別の共済掛金率は、当該危険段階の農作物危険段階基準共済掛金率を下らない範囲内において共済規程等で定めるものとし、 発生状況その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じて危険段階の別を定め、その危険段階別の共済掛金率を定めることができる。この場合には、 .金率の算術平均が当該組合等の区域に係る同項の農作物基準共済掛金率に一致するように定めるものとする。 組合等は、 第一項の規定による共済掛金率に代えて、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び農作物共済の共済事故等による種別ごとに、 組合等が都道府県知事の認可を受けて、 その危険段階別の共済金額の合計額の見込額を重みとする各農作物危険段階基準共済

(園芸施設共済の共済掛金率)

5

- 第百二十条の二十三 園芸施設共済の共済掛金率は、 済目的等による種別(施設内農作物を共済目的とする園芸施設共済とその他の園芸施設共済との別その他危険の程度を区分する要因となる事項により農 林水産大臣が定める別をいう。以下同じ。)ごとに、園芸施設基準共済掛金率を下らない範囲内において共済規程等で定める。 農林水産省令で定める特定園芸施設の区分(以下「施設区分」という。)ごと及び園芸施設共済の共
- 2 被害率を基礎として、 前項の園芸施設基準共済掛金率は、 農林水産大臣が当該地域別に定める。 施設区分ごと及び園芸施設共済の共済目的等による種別ごとに、農林水産省令で定める一定年間における地域別の
- 3 する各園芸施設危険段階基準共済掛金率の算術平均が第一項の園芸施設基準共済掛金率に一致するように定めるものとする。 めるものとし、その園芸施設危険段階基準共済掛金率は、 ることができる。この場合には、その危険段階別の共済掛金率は、当該危険段階の園芸施設危険段階基準共済掛金率を下らない範囲内で共済規程等で定 定める地域ごとに、共済事故の発生状況その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じて危険段階の別を定め、その危険段階別の共済掛金率を定め 組合等は、 第一項の規定による共済掛金率に代えて、施設区分ごと、園芸施設共済の共済目的等による種別ごと及び前項の規定により農林水産大臣 組合等が都道府県知事の認可を受けて、その危険段階別の共済金額の合計額の見込額を重みと
- 4 第一項の園芸施設基準共済掛金率は、三年ごとに一般に改定する。

※参照条文

農業災害補償法施行規則

第二十八条 この限りでない。 法第百七条第三項第一号又は第二号の規定による一定年間は、これを過去二十年間とする。ただし、特別の事由によりこれにより難いときは、

第三十三条の二十五 第二十八条の規定は、 法第百二十条の二十三第二項の農林水産省令で定める一定年間について準用する。